

最低制限価格制度（建設工事関連業務委託）

最低制限基準価格：下表のとおり

最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X）

$$1.00000 \leq X \leq 1.01000 \quad (0.00001\text{刻み})$$

対象業務：価格競争方式による入札

業務区分	最低制限基準価格算定式
(1)測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50% 〔設定範囲：予定価格（税抜き）の60%～82%〕
(2)建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×60%＋諸経費×60% 〔設定範囲：予定価格（税抜き）の60%～81%〕
(3)土木関係の建設 コンサルタント業務	直接原価＋その他の原価×90%＋一般管理費×50% 〔設定範囲：予定価格（税抜き）の60%～81%〕
(4)地質調査業務	直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×80%＋諸経費×50% 〔設定範囲：予定価格（税抜き）の2/3～85%〕
(5)補償関係 コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他の原価×90%＋一般管理費×50% 〔設定範囲：予定価格（税抜き）の60%～81%〕
(6)その他業務 ※1	予定価格×75%

※1 ア建設工事関連業務のうち（1）から（5）に該当しない業務

イ建設工事関連維持管理業務（建設工事の積算体系に準拠している業務に限る）

備考 複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合には個々の対象業務ごとに最低制限基準価格を算出し、それらの合計額にランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格とする。

施行日 令和6年(2024年)7月1日以降に行う公告・指名通知の入札から適用する。